

子どもたちの命を守るために

危機管理 マニュアル



京都市立下京雅小学校

危機管理マニュアル 目次

第一章 事前の危機管理【予防する】

| | |
|-----------------|---|
| 連絡体制 | 1 |
| 校内警備体制 | 2 |
| 日常の備え | 2 |
| 安全教育・避難訓練・教職員研修 | 3 |

第二章 個別の危機管理【命を守る】

| | |
|-------------|---|
| 事故発生時の対応の基本 | 5 |
| 不審者侵入への対応 | 6 |
| 交通事故への対応 | 7 |
| 気象災害への対応 | 8 |
| 火災への対応 | 9 |

第三章 事後の危機管理【復旧・復興する】

| | |
|----------------|---|
| 心のケア | 9 |
| 調査・検証・報告・再発防止等 | 9 |

資料

| | |
|---------------------------|------|
| 緊急下校連絡カード | 資料1 |
| 点検リスト | 資料2 |
| 避難所運営マニュアル | 資料3 |
| 事故対応マニュアル | 資料5 |
| 不審者の立ち入りへの緊急対応の例 | 資料6 |
| 令和3年度 台風に対する非常措置についてのお知らせ | 資料7 |
| 令和3年度 地震に対する非常措置についてのお知らせ | 資料9 |
| 令和3年度 京都市立下京雅小学校 消防計画 | 資料10 |

第1章 事前の危機管理【予防する】

1 連絡体制

(ア) 教職員の連絡体制

発令体制や居住地を考慮に入れて、連絡網を作成する。(活動体制は以下の表のとおり)

| | 1号体制 | 2号体制 | 3・4・5号体制 |
|-------|---------------------------|-----------------------|---|
| 学校の体制 | ○管理職は総務課からの連絡を確認できるよう備える。 | ○発令体制の連絡により、管理職が参集する。 | ○台風等の時及び震度4以上の地震発生の際は、発令体制の連絡により管理職が市災害本部の活動基準に応じて、職員を招集する。 ○特別警報の発表、震度5弱以上の地震の発生、原子力緊急事態宣言の発出時は、直ちに3号体制となるとともに、当該の教職員は動員の指示を待つことなく学校へ参集する。 ○震度6弱以上で全員参集の5号体制となる。 |

(イ) 家庭との連絡体制

- ① 緊急連絡先の確認等、災害時を想定した保護者への連絡体制の確立
- ② 大災害発生時には、保護者との連絡が途絶することも想定し、対応について(休校基準や緊急時引き渡しなど)、年度当初や年度途中に、十分周知する。
- ③ 緊急時引き渡しをスムーズに行うため、以下のようなものを準備するとともに、年に一度は、緊急時引き渡し訓練を実施する。

- | |
|--------------------------|
| ○学級名簿(氏名・保護者名・住所・電話番号など) |
| ○緊急下校連絡カード(資料1) |

(ウ) 教育委員会への連絡体制

| 連絡事項 | 担当課(電話番号)※番号は変わっていることもあるので要確認 |
|---|--------------------------------|
| ● 防災、危機管理全般に関すること ● 避難所の開設に関すること ● 全市一律の休校等の取扱い | ★総務課 庶務・総務人事担当(222-3767) |
| ● 教職員の被災、事故に関すること | ★教職員人事課 人事主事室(251-0090) |
| ● 施設被害に関すること | ★教育環境整備室 建設設備・用地土木担当(222-3791) |
| ● 各校園の休校措置等に関すること ● 授業等回復措置に関すること | ★学校指導課 初等教育担当(222-3806) |
| ● 児童の引き渡しに関すること ● 防災、避難訓練に関すること | ★体育健康教育室 保健安全担当(708-5321) |
| ● 学校給食に関すること | ★体育健康教育室 給食担当(708-5323) |
| ● 各所属が所管する教育活動に関すること | ★その他 関係所属 |

(エ) 医療機関等への連絡体制

医療機関等の緊急連絡先の電話番号リストを作成し、保管する。保管場所は保健室とする。

(オ) 保安業者、修繕業者等への連絡体制



下記の復旧手順を参考にする。

| 事案 | 復旧手順 |
|---------|--|
| ○停電復旧 | キュービクルが設置されている学校園は、まずは自家用電気保安業者に連絡、調査依頼 結果、修繕が必要となった場合は、別途修繕業者に依頼。見積徴収の上、修繕実施。 |
| ○水道復旧 | 設備業者に連絡、水が出ない原因について相談、調査依頼。 結果、修繕が必要となった場合は見積徴収の上、修繕実施。 なお、給食用等に緊急に一定量が必要な場合は、給水車の申請を行うこと。 |
| ○ガス復旧 | 都市ガス(つながらない場合は、教育環境整備室へ連絡) 大阪ガスお客様センター(0120-8-94817) 電話受付:(月~土)9:00~19:00(日・祝)9:00~17:00 |
| ○建築物破損 | ガラス破損、高所からの落下等、緊急を要するものについては、建築業者に相談、見積徴収の上、修繕実施。 |
| ○電話回線 | 電話回線の保守業者に相談する。 |
| ○ネットワーク | 光京都ネットサポートデスク(0120-841-527) 平日8:30~17:30 |
| ○その他 | 機械警備、エレベーターについても、保守点検等委託業者に相談する。 |

※不明なことは、教育環境整備室に連絡、相談。

2 校内警備体制

- 児童の登下校は醒ヶ井通側正門とする。
- 児童の登校後は、正門を施錠する。
- 醒ヶ井通側正門・北門、油小路側東門・給食門にカメラ付きインターホンを設置する。
- 来校者への声かけ
- 各教室にセキュリティーインターホンを設置する。
- 授業中、休み時間、放課後など見回りを行う。

3 日常の備え

(ア) 非常用物品の整備

| 用途 | 物品名(保管場所) |
|----------|---|
| ○救急救助 | 救急医薬品・担架・毛布・AEDなど(保健室) ロープ・軍手・スコップなど(アリーナ3F北倉庫, 北校舎1階倉庫) |
| ○人員点呼・誘導 | 児童名簿、拡声器など(職員室) |
| ○安否確認・誘導 | 拡声器・懐中電灯(職員室) ヘルメット(アリーナ3F北倉庫, 北校舎1階倉庫) |
| ○飲料水 | 非常用飲料水(アリーナ3F北倉庫, 北校舎1階倉庫) |
| ○その他 | ラジオ、PHS、電池、校区地図など |

(イ) 日常の点検・管理

- ① 点検リスト(資料2)をもとに、安全点検を行う。(月1回)
- ② 建築基準法点検をはじめ、各種法定点検の結果をまとめておく。

(ウ) 地域・関係機関との連携

- ① 避難所運営マニュアル(資料3~4)

(エ) 各種機器、設備に関する情報等整理

- ① 学校設備の使用方法などの把握(1F階段下倉庫のマニュアルや簡易取扱説明書などを参照)
- ② 機械室やマンホールなどの鍵の管理・保管

4 安全教育・避難訓練・教職員研修

(ア) 安全教育の意義と目標

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める安全教育

- 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成
- 危険予測・危険回避能力の育成
- 防災教育の基礎となる基本的な知識の習得

(イ) 安全教育年間計画と避難訓練の実施(例)

| 月 | 目標 | 安全管理 安全点検 | 安全教育 | | 安全行事 避難訓練 その他 |
|----|--------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| | | | 安全学習 | 安全指導 (ノ)…安全ノート | |
| 4 | 規則正しい学校生活をしよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 登下校(ノ) 遊具の使い方(ノ) | 町別集会 交通安全教室 |
| 5 | 交通マナーをしっかりと守って正しい行動をしよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 自転車の乗り方1(ノ) 地震のとき(ノ) | 避難訓練 (防犯・引き渡し) |
| 6 | 交通規則を正しく理解して安全に行動しよう。 | 校内安全点検 プールの安全管理 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 道路の横断1(ノ) 不審者 雨の日の過ごし方 | 自転車免許教室 |
| 7 | 家庭・校外で安全な生活ができるようにしよう。 | 校内安全点検 プールの安全管理 | 特別活動で、夏休みの安全について指導 | 校外の安全(ノ) 光化学スモッグ 夏休みの過ごし方 | 避難訓練 (風水害) 町別集会 集団下校 |
| 8 | 家庭・校外で安全な生活ができるようにしよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | | |
| 9 | 災害発生時等、緊急時の安全を考えて行動しよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 避難訓練(ノ) | 避難訓練 (地震・火災) 6年防災指導 |
| 10 | 身のまわりの危険を考えて行動しよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 道路の横断2(ノ) | |
| 11 | 交通規則を正しく理解して安全に行動しよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 自動車と人1(ノ) | |
| 12 | より安全な学校環境を作り出していこう。 | 校内安全点検 | 特別活動で、冬休みの安全について指導 | 校内の安全(ノ) 冬休みの過ごし方 | 町別集会 集団下校 |
| 1 | 身のまわりの危険を考えて行動しよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 自転車の乗り方2(ノ) 地震に備えて(ノ) | 避難訓練(地震) |
| 2 | 交通マナーをしっかりと守って正しい行動をしよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | ふみきりをわたるとき(ノ) | |

| | | | | | |
|----|-----------------------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 3 | 交通規則を正しく理解して安全に行動しよう。 | 校内安全点検 | 体育科を中心として、各教科で行う。 | 自動車と人2(ノ)春休みの過ごし方 | 町別集会 シェイクアウト訓練 感謝の集い |
| 備考 | | 登校指導 防犯パトロール | | | |

※令和3年度の例

(ウ) 緊急対応シミュレーション研修(例)

① ねらい

- 緊急時に対応する際の役割とその対応について理解する。
- 校内マニュアルの使い方、保健書類や預かり薬の保管場所等を確認し、共通理解する。
- けがや病気の症状の判断、情報の共有など組織的な初期対応について理解する。
- 事例を想定してロールプレイを行うことによって、その場でどのように行動すればよいかを考え、教職員同士が連携し適切な対応ができるようにする。

② 時期と想定例

- 年間2回程度(春4月と冬1月)
- 遊具からの落下事故とアレルギー発作

【負傷者】 1年2組 女子 下京 みやび

- ◇ 中間休みに、下京さんと他3人が遊具で遊んでいた。下京さんがバランスを崩して転落し、頭を地面で強打する。落ちてすぐは意識も呼吸もあり、うめき声をあげていたが、しばらくすると意識がなくなり、呼吸も見られなくなる。(呼吸が見られなくなった時点でマットとすり替える) 外傷は無いが、頸椎骨折の恐れもあると判断する。呼吸がないため心肺蘇生を実施。AEDを使用。
- ◇ 転落の瞬間を直接目撃したのは、同じクラス児童3名。
- ◇ 周囲の児童は、騒然となって集まってきたり、下京さんに触れようとしていたりしている。
- ◇ 職員室には、校長、教務、養護教諭がおらず、他の教職員は教室にいたり、職員室で仕事をしたりしている。事故発覚後、事故対応マニュアルに沿って行動する。

【負傷者】 6年2組 男子 下京 みやび

- ◇ 給食中、下京さんが体調不良を訴え、軽い呼吸困難が見られる。周りの児童が気付き、担任へ報告。しばらくは、会話もできていたが、次第に呼吸困難が重度になり、意識を失う。アナフィラキシーショックと判断し、エピペンを使用。救急車を要請する。呼吸がないため心肺蘇生を実施。AEDを使用。
- ◇ 体調不良を近くで目撃したのは、同じクラス児童3名。同じクラスの児童は、騒然となって集まってきたり、下京さんに触れようとしていたりしている。
- ◇ 職員室には、校長、教務、養護教諭がおらず、他の教職員は教室にいたり、職員室で仕事をしたりしている。(給食中を想定する) 事故発覚後、事故対応マニュアルに沿って行動する。

※事故対応マニュアル(資料5)参照

(エ) 他の教職員研修

- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること(水泳学習前)
- 水泳学習前安全研修
- 薬物乱用防止に関わる研修 など

2 不審者侵入への対応

チェック1 不審者かどうか

- ① 来校者として不自然なことはないかをチェックする
 - ✓ 名札などをしているか
 - ✓ 不自然な場所に立ち入っていないか
 - ✓ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか
 - ✓ 凶器や不審物をもっていないか
- ② 声をかけて用件をたずねる
 - ✓ 用件がこたえられるか、また正当なものか
 - ✓ 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・担任などが答えられるか
 - ✓ 保護者なら、児童の学年・組・氏名が答えられるか

対応1 退去を求める

- ① 他の教職員に連絡して協力を求める
 - ✓ 原則、一人で対応しない。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- ② 退去するよう丁寧に説得する
 - ✓ 相手が手を伸ばしても届かない距離を保つこと
 - ✓ 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても不審者に背を向けないようにする。
 - ✓ できる限り、児童がいる場所に不審者を向かわせないようにする。
- ③ 退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する
- ④ 退去後も再び侵入しないか見届ける
 - ✓ いったん退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを複数の教職員で見届ける。
 - ✓ 門や入口が開いている場合には必ず施錠する。
 - ✓ 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。



対応2 通報する

- ① 校内緊急通報や校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う
 - ✓ チャイムを2回鳴らし、緊急放送を行い、教職員に周知する。
 - ✓ 不審者がまだ暴力的に言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずにパトカーに来てもらうことも検討する。
- ② 立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる
 - ✓ 児童から遠い位置にある部屋に案内する。
 - ✓ 複数の教職員で案内する。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
 - ✓ 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入り口近くに位置する。
 - ✓ 不審者と教職員が1対1とならないようにする。
 - ✓ 教職員がすぐに避難できるよう、別室の出入口の扉は開放しておく。
- ③ 所持品に注意して警察の到着を待つ
 - ✓ 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
 - ✓ 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。
 - ✓ 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておく。



- ④ 児童を避難させるかどうかを判断する
 ✓ 避難するべきなのか、教室で留め置くべきなのか素早く判断する。

対応3 児童の安全を守る

- ① 防御する
 ✓ 対峙した教職員は、児童から注意をそらせ、不審者を児童に近づけないようにする。
 ✓ 応援に駆け付ける場合には、必ず防御に役に立つものをもっていくようにする。
- ② 避難の誘導をする
 ✓ 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のために移動することで、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室に留め置く。ただし、教室を施錠するとともに、すぐに避難できる体制を整える。どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難するようにする。最終的には、全校児童の点呼を行い、安全を確認する。



チェック2 負傷者がいるか

- ① 負傷者を発見したら速やかに119番に通報する
 ✓ 逃げ遅れた児童の有無を把握する
 ✓ 情報を集約する場所、捜索する場所を決めておく。
 ✓ 誰がどこでどういう状態かという情報を正確に伝えるようにする。
 ✓ 負傷の程度、搬送先の病院、付き添いの教職員の名前を共有する。

対応4 応急手当をする

- ① 負傷者の応急手当を行う
 ✓ 救急車が到着するまでの間、速やかに応急手当を行う。

対応5 事後の対応や措置をする

※不審者の立ち入りへの緊急対応の例(資料6)

3 交通事故への対応

(ア) 交通事故発生の対応

- ① 初期対応
- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
 - 保護者への連絡
 - 当事者となった児童の気持ちを落ち着かせる
 - 周囲にはほかの児童がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
 - 相手の連絡先を聞く
 - 教育委員会等への連絡
- ② 二次対応と対策本部
- 警察、医療機関などと連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応などを検討する。重大かつ深刻な交通事故の場合は、緊急の対策本部を設置する。
- ③ 事故状況の調査・報告
- 事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告する。
- ④ 当事者となった児童への対応
- 当事者となった児童自身がとるべき対応として、警察等への通報などがある。
 - 発達段階、児童の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合は、支援・指導をする。

(イ) 被害者・加害者にならないための事前の対策

- ① 事故の実態把握
- ② 通学路の点検
- ③ 交通安全教育
 - 危険予測, 危険回避などの学習を通して, 実際に安全な行動ができるようにする。
 - 自分の力で自分を守る行動を適切に実行する。

4 気象災害への対応

(ア) 台風・大雨等への対応

※令和3年度 台風に対する非常措置についてのお知らせ(資料7~8)

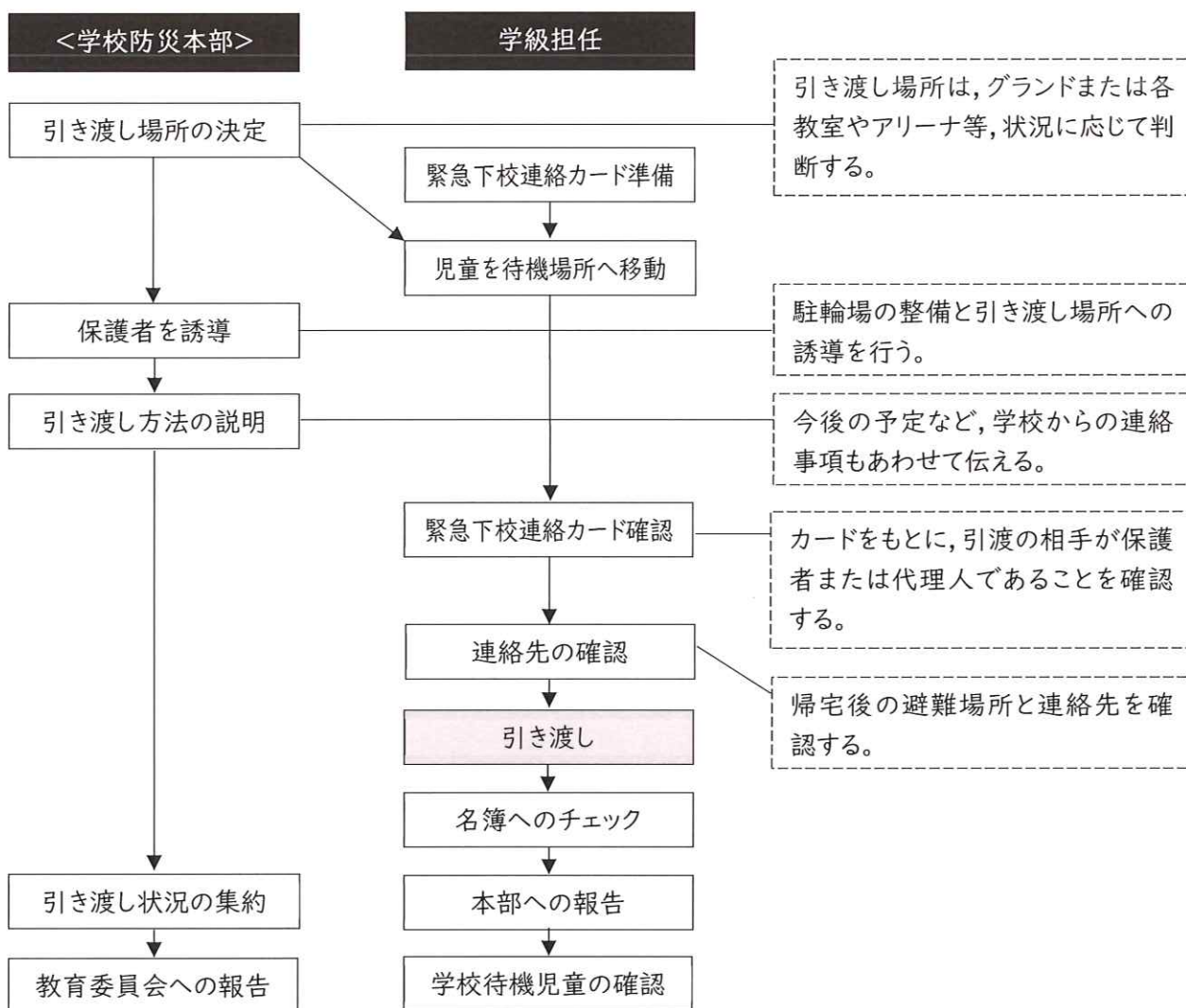
(イ) 地震・津波への対応

※令和3年度 地震に対する非常措置についてのお知らせ(資料9)

※南海トラフ巨大地震等による地震が予想される時

- ① 平成24年8月の内閣府の公表によるデータから京都市下京区における最大震度は「震度6弱」とされている。
- ② 京都市には臨海部がなく, 津波被害は想定されていない。

(ウ) 引き渡しの手順(例)



5 火災への対応

※令和3年度 京都市立下京雅小学校 消防計画(資料10~17)

第3章 事後の危機管理【復旧・復興する】

1 心のケア

事件や事故、大きな災害等に遭遇すると、心身にストレスを受け、不安や不眠、体調不良等の症状が現れることが多くある。このような症状は誰にでも起こりうることであり、直後に現れる場合や1ヶ月以上経過してから現れる場合等様々である。またその症状は子どもの発達段階に応じて相違がある。

(ア) 子どもに現れやすいストレス症状の観察ポイント

| 体の健康状態 | 心の健康状態 |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 食欲の異常(拒食・過食)はないか <input type="checkbox"/> 睡眠はとれているか <input type="checkbox"/> 吐き気、嘔吐が続いていないか <input type="checkbox"/> 下痢、便秘が続いていないか <input type="checkbox"/> 頭痛が続いていないか <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えていないか <input type="checkbox"/> 体がだるくないか <input type="checkbox"/> 悪夢や夜驚はないか <input type="checkbox"/> 原因不明の痛みはないか | <input type="checkbox"/> 心理的退行現象(幼児返り)が現れていないか <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか <input type="checkbox"/> イライラ、ビクビクしていないか <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか <input type="checkbox"/> 元気がなく、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりはないか <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか <input type="checkbox"/> 物事に集中できなくなっていないか <input type="checkbox"/> わがままな行動が増えてきていないか <input type="checkbox"/> “いい子”になり過ぎていないか <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなっていないか |

(イ) 急性ストレス障害(ASD)と心的外傷後ストレス障害(PTSD)の健康観察ポイント

| | |
|---------------------------|---|
| 怖かった体験が本人の意思と関係なく思い出される症状 | <input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 <input type="checkbox"/> 体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。(フラッシュバック) |
| 怖かった体験にかかわる事柄を避けようとする症状 | <input type="checkbox"/> 体験した出来事に関わる行為や場所などを避けようとする。 <input type="checkbox"/> 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする。 |
| 気分の悪化や社会生活の不応 | <input type="checkbox"/> 恐怖や不安などの感情が増加する。 <input type="checkbox"/> 遊びたがらない、友達と関わりたがらない、社会生活への意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 楽しい、うれしいなどの感情を感じにくくなる。 |
| リラックスできず、常に周囲を警戒する症状 | <input type="checkbox"/> よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。 <input type="checkbox"/> 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く。 |
| 記憶や意識に障害が出る症状 | <input type="checkbox"/> 体験した出来事を思い出せない等、記憶や意識に支障をきたす、ぼーとするなど。 <input type="checkbox"/> 実際に起こっていることに現実味を感じられない。 |

災害等の発生後、心身に現れる症状は数日以内で治まることが多いが、激しいストレスにさらされた場合は、上表のような症状が現れることがある。このような症状が三日から一か月持続した場合を「急性ストレス障害(ASD)」と呼び、一か月以上持続した場合は「心的外傷後ストレス障害(PTSD)」と呼ぶ。

2 調査・検証・報告・再発防止等

(ア) 情報の整理と保護者等への説明、対応

- ① 事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理
- ② できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知りえた事実は、被害児童保護者に対して正確に伝えるなど、責任ある対応を行う。

- ③ 保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐために、被害児童以外の保護者に対しても、状況に応じて速やかに正確な情報を伝える。事故・事件の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。
- ④ 報道機関等へは、適宜提供する。窓口は教頭に一本化する。

(イ) 学校設置者等への報告, 調査委・検証の実施, 再発防止

- ① 重篤な事故(死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や室病を伴う場合など)については、教育委員会に報告する。(死亡事故は国への報告も必要)
- ② 基本調査・詳細調査など必要に応じて迅速に行う。

児童数

令和3年度

保護者控え用

令和3年度中、各家庭で
保管をお願いします。

緊急時下校連絡カード

年 組 番 名前()

<<暴風警報発令時>>

※1~3のいずれかに○をつけ、2・3については()にご記入ください。

- 1 集団下校で、自宅に帰る。
- 2 集団下校で、校区内の自宅以外の場所に帰る。
 ・帰宅先 (様方) 続柄(子どもの)
 ・帰宅先住所 ()
 ・帰宅先町名 (町) 分かる場合はご記入ください。
 ・帰宅先電話番号 ()

3 集団下校をしないで、保護者の迎えを待つ。(学校待機)

- ★お迎えに来られる方 ①() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ②() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

切り取り線

<<特別警報発令時・震度5弱以上の地震等大きな災害が起こったとき>>

全員、集団下校をしないで、保護者の迎えを待ちます。

(全員ご記入ください。)

記入していただいた方を確認して、子どもを引き渡します。

※迎えに来られる方のお名前をご記入ください。

- ★お迎えに来られる方 ①() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ②() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

《③④は必要な方のみ記入》

- ★お迎えに来られる方 ③() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ④() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

※年度途中で、上記内容に変更があった場合は、担任まで速やかにお知らせください。

児童数

令和3年度

学校保管用

令和3年度中、学校で保
管いたします。

緊急時下校連絡カード

年 組 番 名前()

<<暴風警報発令時>>

※1~3のいずれかに○をつけ、2・3については()にご記入ください。

- 1 集団下校で、自宅に帰る。
- 2 集団下校で、校区内の自宅以外の場所に帰る。
 ・帰宅先 (様方) 続柄(子どもの)
 ・帰宅先住所 ()
 ・帰宅先町名 (町) 分かる場合はご記入ください。
 ・帰宅先電話番号 ()

3 集団下校をしないで、保護者の迎えを待つ。(学校待機)

- ★お迎えに来られる方 ①() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ②() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

<<特別警報発令時・震度5弱以上の地震等大きな災害が起こったとき>>

全員、集団下校をしないで、保護者の迎えを待ちます。

(全員ご記入ください。)

記入していただいた方を確認して、子どもを引き渡します。

※迎えに来られる方のお名前をご記入ください。

- ★お迎えに来られる方 ①() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ②() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

《③④は必要な方のみ記入》

- ★お迎えに来られる方 ③() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)
- ★お迎えに来られる方 ④() 続柄(子どもの)
 (携帯電話番号:)

※年度途中で、上記内容に変更があった場合は、担任まで速やかにお知らせください。

安全点検表

場所 () 教室・多目的()・生活科室・放課後まなび

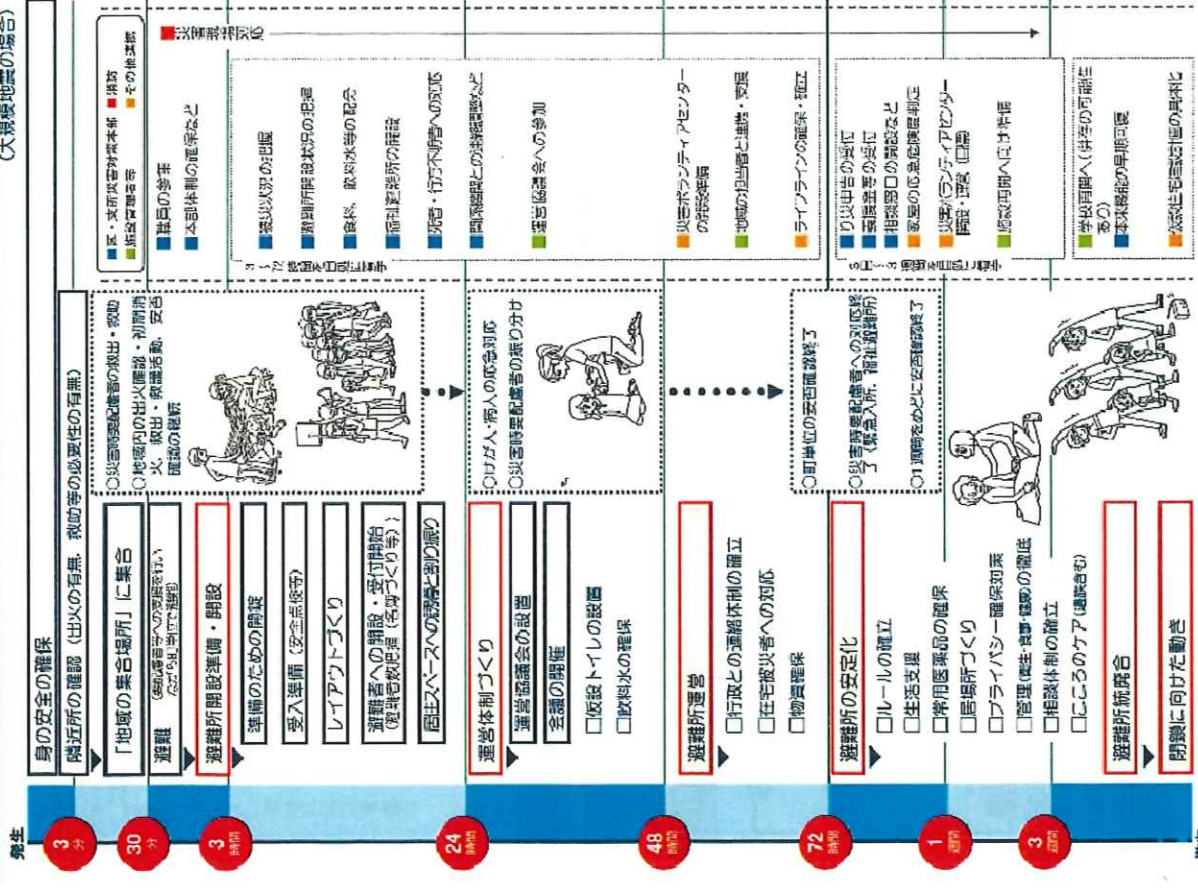
点検者

| 点検項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|-----------------------------------|-----------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | |
| 1 靴かけ、その他必要な釘が体に触れやすくなっていないか。 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | 判定 | |
| 2 床・天井の破損、剥離しているところはないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 机・椅子の破損はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 テレビ台・ロッカーなどが倒れやすくなっていないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 壁などにかけてあるものが落ちないようにしているか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 戸、窓、ガラスは破損していないか。はずれやすくなっていないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 戸・窓に鍵がかかるようになっているか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 窓の手すりがゆるんでいないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 掃除用具やロッカーに破損はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 滑りやすい所はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 11 照明器具・スイッチ・コンセントに危険はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 ガスの元栓は閉まっているか。配管に危険はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 13 防火バケツに水は入っているか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 14 その他危険はないか。 | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | |
| 大地震等発生の場合も想定して点検してください。 | 不備内容 | | | | | | | | | | | | |
| | 事後措置 | | | | | | | | | | | | |
| | 安全管理担当 | | | | | | | | | | | | |
| | 確認印 教頭 校長 | | | | | | | | | | | | |

判定
 ・良 (○)
 ・不良 (×)
 ・該当なし(／)

地域住民による「災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ」

(大規模地震の場合)



京都市行政局防災危機管理課
TEL: 075-921-2500 FAX: 075-921-2501
京都市山科部第24502号
平成24年10月発行

京都市避難所運営マニュアル【概要版】

「京都市避難所運営マニュアル」では、いのちと暮らしを守る、避難所運営につなげるため、「避難所開設・運営」の基礎となる3つの基本方針に基づき、「避難所開設手順・運営のポイント」及び尚書列での「災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ」をまとめています。

避難所開設・運営の3つの基本方針

| | |
|--|--|
| 方針1 | 避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。 |
| <p>まず「地域の集合場所」を重点に安全確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施</p> <p>※ 水害の場合は「避難所開設準備・開設・撤収」条目中に詳しく記載。ただし、地震や洪水等により、河川と避難所の境界がマンホール等の蓋が見えない場合は一時的に河川に浸水している</p> | |
| <p>3日間は地域で助け合うこと 行政は体制が整い、次第、支援に!</p> | <p>過去の災害事例から、発災直後には、住民自治による近頃な取組が重要。行政は、市議員の被災、行政機能の低下や人命救助等の緊急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが困難</p> |
| 方針2 | 避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。 |
| <p>避難所は長期にも見越して運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> 過去の災害事例から避難所生活は長期化(数週間)が予測される 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を! |
| 方針3 | 要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。 |
| <p>災害時要配慮者とは</p> | <ul style="list-style-type: none"> 災害時に自力での避難等が困難で、配慮や支援が必要な高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人など 災害時には、誰もが移動困難になる可能性があります。誰もが移動しやすい避難所を準備することを目指すのが大きな目標です。 |
| <p>男女共同参画の視点に配慮</p> | <ul style="list-style-type: none"> 運営協議会への女性の参加、男女別更衣室の設置、女性用トイレの女性による配付、性別に偏らない活動負担など |

『3・3・3の原則』

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安

| | |
|------------|---|
| 3分 | <p>自身の身の安全を確保</p> |
| 30分 | <p>避難所開設準備・開設</p> <p>避難所開設準備・開設</p> <p>避難所開設準備・開設</p> |
| 3時間 | <p>避難所運営</p> <p>避難所運営</p> |
| 3日間 | <p>避難所統廃合</p> <p>避難所統廃合</p> |
| 3週間 | <p>閉鎖に向けた動き</p> <p>閉鎖に向けた動き</p> |

地域住民による 避難所開設手順・運営のポイント

これだけは、はずせない!

避難所開設準備のための開設・受入準備(安全点検) 避難所開設の第一歩!

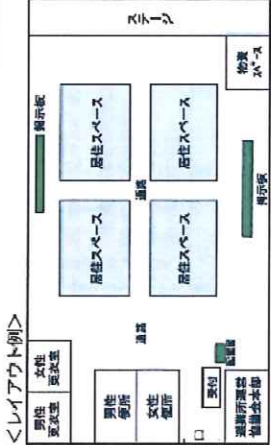
* 事前に決められた鍵保管者が避難所につけつけ、必要な箇所を開錠

レイアウトづくり あらかじめきちんとレイアウトすることが混乱をなくします!

ポイント

- * まず、通路をつくる!
一みんなが活動しやすい場所に
- * 男女別更衣室は重要!
一プライバシーを配慮
- * 情報の整理と共有!
一複数の掲示板や立て看板等の工夫
- * 要配慮者は通路側に!
一トイレが使いやすいように

「福祉メーカース」や「体調不良者等の一時居泊スペース」も大切!



避難所名簿づくり 人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります!

* 原則として、町単位で受付をし、まず避難者の概算人数(総数)を把握

運営体制づくり 円滑な避難所運営のために、しっかりとした体制づくりが重要です!



3つの管理が大切

衛生管理

- * 手洗い場と調理場を分別
- * 配食時など必ず手洗い、消毒
- * マスクを用意
- * 残飯とごみ分別、残飯のパケツにはふた
- * 手洗い、うがいの徹底など

食事管理

- * 身体にやさしい食事(糖分控えめ、野菜多め)の提供
- * 地域の協力で炊き出しを!
- * 時間を決めて食事
- * みんなで一緒に食べるよう心がけ

健康管理

- * 1日5分で身体を動かす体操などの実施
- * 個人の健康管理についてもルール化(口腔衛生管理、喫煙、飲酒など)
- * 原則として、飲酒禁止

その他配慮が必要なこと

円滑な運営のために・・・

- * 情報を常に“見える化”
- * ベットへの対応
- * 在宅被災者への情報提供、炊き出し・搬送物資の配給
- * 生活リズムを決め、生活のルールをつくる(起床や消灯の時間、朝礼・健康体操の時間、避難者参加の掃除当番や配食当番など)
- * 観光客等帰省困難者への対応

要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために・・・

- * トイレに工夫・・・洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
- * 座った体勢で過ごせるよう工夫
- * プライバシーの確保と声かけなどの見守りへの配慮
- * 子どもの居場所づくり
- * 外国人への情報伝達を工夫

これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域のみならず実際に助け合うことができるようにしましょう。

訓練



事故対応マニュアル

| 事故発生 | 連絡・記録 | 現場対応 | 現場対応補助 | 児童対応 | 救急車対応 | 保護者対応 |
|---|--|---|---|--|--|--|
| <p>事故発生</p> <p>現場確認指示「見て来て」</p> <p>2, 3人 児童名・事故発生時刻 確認</p> <p>教職員を集める (放送)</p> <p>(チャイム2回) 校長先生からの連絡です。 学年主任の先生は職員 室へお集まりください。児 童のみなさんは教室へ 入って静かに待ちましょう。</p> | <p>連絡・記録</p> <p>現場との連絡役 ホワイトボードに 記録</p> <p>児童名・症状 観察開始の時刻 対応職員名 (エビペン使用時刻) AED使用時刻 救急車要請時刻 救急車到着時刻 搬送先病院 付添者</p> <p>他の役割の状況 随時確認 もれ・不足があれば 各部署へ知らせる</p> <p>保護者連絡確認</p> <p>時系列記録の写真を 撮っておく(保存)</p> <p>記録の写真を同乗者 に渡す。</p> | <p>現場対応</p> <p>現場に2, 3人助けを呼ぶ</p> <p>児童から離れず観察</p> <p>児童の意識・呼吸を 確認</p> <p>トランシーバで本部に 連絡</p> <p>救急車要請判断</p> <p>けがの部位の確認 症状・訴えの確認 (エビペンを打つ。)</p> <p>子どもの顔の正面 から声かけ！ 意識なければ 動かさない！</p> <p>AED使用判断</p> <p>AEDの使用 心肺蘇生法実施</p> <p>救急車へ同乗 (救急隊へエビペンを渡す) 保健調査票コピー 携帯電話 お金持参</p> | <p>現場対応補助</p> <p>AED・トランシーバ 救急バッグ をもって現場へ</p> <p>本部に現場の状況を 随時連絡・メモを残す</p> <p>児童の症状の変化 現場の対応職員が何 をしているか エビペン使用時刻 AED使用時刻 現場写真記録</p> <p>AED使用準備</p> <p>AEDの使用・介助 心肺蘇生法実施</p> <p>AEDの使用時刻 救急車到着時刻 本部へ連絡</p> <p>救急車へ同乗 (救急隊へエビペンを渡す) 保健調査票コピー 携帯電話 お金持参</p> <p>本部と連絡をとる</p> <p>搬送先病院 児童の意識・状況 今後の動き等</p> | <p>児童対応</p> <p>現場付近の児童を安 全な場所へ誘導</p> <p>現場が見えない 場所(向き)</p> <p>事情が分かる児童に は聞き取り</p> <p>聞き取った内容を現 場へ直接伝えに行く</p> <p>必要であれば 応援要請</p> | <p>救急車対応</p> <p>救急車要請 時刻を記録へ伝達</p> <p>保健調査票コピー をとる</p> <p>門のカギ 保健調査票コピー トランシーバ を持って門を開けに行く</p> <p>門付近の児童の 誘導・指示</p> <p>現場への誘導 状況説明</p> <p>保健調査票のコピーを 同乗者に渡す</p> <p>校舎内の事故 専門あける 職員室鍵庫</p> <p>運動場の事故 運動場専門あける 60番の鍵 (管理職) (教務主任) (管理用務員)</p> | <p>保護者対応</p> <p>保護者へ第一報 (管理職・担任が望 ましい)</p> <p>わかっている事実のみ を的確に 現在の対応を説明 かかりつけ医を確認 ※保険証・子ども医療費 支給者証の特典依頼 携帯電話はいつでもつな がるよう、使わないでもら うことを依頼</p> <p>搬送先病院 児童の状況 付添者 等を連絡 ※必要な情報を的確に 保護者に不安をもたせな いよう。 冷静かつ温かな言葉で</p> <p>帰宅・退院後 セカンドインパクト への注意を説明</p> |

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

初めの対応

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

チェック1
(P.26)

対応1(P.27)

対応2(P.28~P.29)

対応3(P.29~P.30)

チェック2
(P.30)

対応4(P.31)

対応5(P.31)

立ち入りの
正当な理由なし

退去を求める

不審者とみならず
対応を求められ
る前に危害を
加えられること
もある

対応のポイント

- 摘致の箇条書きで対応を基本とする。
- 危害を加えるおそれはないか、凶器を所持していないかを確認する。
- 不審者の様子に異変があれば、校外に退去したとして警察に通報する。

退去しない

通報する

● 教職員へ緊急連絡
● 110番通報
● 教育委員会へ緊急連絡・支援要請

対応のポイント

- 退去しない場合は不審者とみなして警察に通報する。全教職員に周知する。
- 教育委員会に緊急連絡を行い、支援を要請する。
- 別室に隔離する場合には、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。
- 児童生徒を連れ戻させるかどうかの判断をする。

退去した

受付に案内する

正当な理由あり

不審者がどこか

関係者以外の学校への立ち入り

児童生徒等の安全を守る

● 防制(輸力の抑止)と被害拡大の防止
● 不審者の移動阻止
● 全校への周知
● 児童生徒等の学害
● 避難誘導
● 警察による不審者の確保

対応のポイント

- 教職員がすべきこととは児童生徒等の安全の確保である。
- 警察が到着するまで警力を抑止するために多くの教職員で防制する。
- 全児童生徒等の安全を確保する。避難の経路とタイミングを間違えない。
- 児童生徒等を怖がらせないことを週別に意識して、避難等の行動が滞りないように注意する。

負傷者がいるか

応急手当などをする

● 救急隊の到着まで応急手当
● 遅やかな119番通報

対応のポイント

- 逃げ遅れた児童生徒等がいないかどうかを把握する。
- 負傷の程度を的確に救急隊に伝える。
- 救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

● 対策本部の設置
● 情報の収集
● 保護者等への説明
● 報告書の作成
● 心のケア
● 教育再開の準備

対応のポイント

- 事故発生後の連絡、情報収集のために通信方法を複数確保しておく。
- 災害共済給付の請求を行う。

児童生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者がいないという判断をしない。また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒等がいる可能性があるため、児童生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

のパートナーの強化や近隣の学校等への情報提供をできるようにします。他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

令和3年度 台風等に対する 非常措置についてのお知らせ『最新版』

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表され場合及び醒泉学区に警戒レベル4相当「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合⇒「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合、以下の措置を取ります。
 - 午前0時までに解除になった場合⇒5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）
（13:30から13:50に登校します）
- (3) 午前0時現在、特別警報発表中の場合⇒臨時休業

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合⇒「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合、以下の措置を取ります。
 - 午前7時までに解除になった場合⇒平常授業
 - 午前9時までに解除になった場合⇒3校時目（10:45）から始業
（10:20から10:40に登校します）
 - 午前11時までに解除になった場合⇒5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）
（13:30から13:50に登校します）
- (3) 午前11時現在、暴風警報発表中の場合⇒臨時休業

裏面もあります。ご確認ください。

3. 大雨警報, 洪水警報等が発表された場合

気象状況により, 大雨警報, 洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合, 教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には, 学校ホームページやメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので, ご確認をお願いいたします。(特に, 全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

4. 警戒レベル4相当避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

本校の校区である「醒泉学区」は, 「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため, 避難勧告等の発令対象地域です。醒泉学区に避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には, 暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

「避難準備・高齢者等避難開始」(警戒レベル3相当)が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし, 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても, 状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります。

5. 在校中(登校後)に特別警報・暴風警報が発表された場合, もしくは警戒レベル4相当避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

- (1) 特別警報が発表された場合 ⇒ ただちに臨時休業としたうえで, 校区内の安全が確認できるまで全員学校で待機させます。その後, 安全が確認できれば, 『緊急時下校連絡カード』に記載いただいている方にお迎えに来ていただき, 引き渡します。不測の事態発生時には, 保護者の方と連絡がとれるまで, 学校に留め置くことにいたします。【ホームページやメール配信でお知らせします。】
※児童館も休館になります。
※緊急時の混乱を避け, 児童の安全確保を第一にいたしますので, 個別の電話対応はいたしません。
- (2) 暴風警報が発表された場合 ⇒ ただちに臨時休校としたうえで, 『緊急時下校連絡カード』に基づいて対応させていただきます。ただし, 気象状況, 帰宅に要する時間, 通学路の状況などに十分配慮して, 場合によっては, しばらく学校に留め置くこともあります。【ホームページやメール配信でお知らせします。】
- (3) 警戒レベル4相当避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合 ⇒ 暴風警報発表に準じた措置を取ります。

※お子たちにも上記について, ご指導いただきますようお願いいたします。

※このプリントは, 今年度中は保存版として残しておいていただきますよう, お願いいたします。

【参考資料】政府広報オンライン 5段階の警戒レベルについて, 詳しく書かれています。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201906/2.html>

令和3年度 地震に対する 非常措置についてのお知らせ『最新版』

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合（学校所在の下京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合）は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発生した場合

1. 下校後、午前0時までに発生した場合⇒翌日を臨時休業とします。
2. 午前0時以降、登校までに発生した場合⇒当日を臨時休業とします。
3. 休業日、休業前日の下校後に発生した場合⇒原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施することが可能な場合は、学校ホームページはPTAメール配信等で、授業等を実施する旨をご連絡いたします。

☆臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から学校ホームページはPTAメール配信等で、ご連絡いたします。

2. 在校中（登校後）に発生した場合

ただちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。その後、安全が確認できれば、『緊急時下校連絡カード』に記載いただいている方にお迎えに来ていただき、引き渡します。

3. 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大簿な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため、「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話合いや確認をお願いいたします。

※お子たちにも上記について、ご指導いただきますようお願いいたします。

消 防 計 画

京都市立下京雅小学校

第 1 条 (目的)

この計画は、京都市立下京雅小学校における防火管理の徹底を期し、万一火災、地震及びその他の災害が発生した場合、人的・物的被害の軽減をはかることを目的とする。

第 2 条 (適用範囲)

この計画は、本校に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

第 3 条 (防火管理組織)

火災予防について徹底を図るため、防火管理者の下に防火責任者及び火元責任者を選任する。

消防用設備等その他の火気を取り扱う場所について適正管理と機能保持のため点検検査員を定めて点検・検査を実施する。(別紙1)

第 4 条 (自衛消防組織)

- ① 火災その他の被害発生時における被害を最小限にとどめるため、別紙のとおり自衛消防隊を有事に際し、自動的に編成して、消防活動にあたるものとする。
- ② 防火管理者は、学校防火管理者として、平素から計画に基づき、防火対策に万全を期し、万一火災(全ての災害)発生の場合は、全教職員を督励し、児童の避難を第一に実施し、初期消火に万全を期す。
- ③ その他、各系の任務は、別表1のとおりとする。

第 5 条 (立入検査の立会)

消防署が実施する立入検査等については、代表者または代表者に代わり防火管理者が立ち会うものとする。

第 6 条 (自主検査)

自主検査は、次のとおり実施する。

火災危険排除を主眼とした簡易な検査は毎日行うこととし、毎月 15 日を「学校安全の日」と定め、火気取扱い、消防用設備等の維持管理、防火管理の徹底を図るため、全教職員で実施する。

第 7 条 (消防用設備等点検及び報告)

消防用設備等の点検は、保守契約業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会うものとする。

なお、点検結果については、1 年に 1 回以上下京消防署へ結果を報告する。

第 8 条 (改善措置)

自主検査及び消防用設備等の検査の結果、火災危険等の箇所を発見したときは、防火管理者が適正な処理をする。

第 9 条 (維持保全)

消防用設備等は、常に有効に維持管理できるよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合させるものとする。

第10条(臨時火気使用)

敷地内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、防火管理者の許可を得なければならない。

第11条(防火教育, 消防訓練)

全教職員で、防火や消防用設備の使用方法について研修を行ったり、消防訓練(通報, 避難等)を年2回以上行ったりする。

第12条(連絡事項)

常に消防署との連絡を密にして、防火管理の適正を期するように努める。

第13条(地震予防処置)

各点検検査員は、地震による災害を防止し、軽減するため、第12条による自主点検・検査に合わせて次の事項についても実施するものとする。

- (1) 建物・付属設備・器具その他物品の転倒, 落下の防止
- (2) 火気使用設備・器具・落下及び自動消火装置の作動・燃料の自動停止装置の作動確認
- (3) 火気使用設備・器具付近の転倒・落下物の除去
- (4) ガス・危険物品の転倒・落下・漏洩の防止
- (5) 各種燃料配管・コックの折損の防止
- (6) 非常用備蓄品の確認

第14条(地震後の安全確認)

各点検検査員は、地震後の二次災害を防止するため、建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、安全確認及び必要な応急処置を実施するものとする。

第15条(震災備蓄品)

震災に備えて次の物品を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 医薬品・非常食・水
- (2) 携帯ラジオ・携帯拡声器
- (3) 携行電灯・予備電池
- (4) その他

第16条(地震時の活動)

地震時の自衛活動は、自分の安全を確保するとともに、自衛消防隊組織によるほか、次によるものとする。

- (1) 振動が弱まり、活動が可能になった時点で、使用中の火気を消火する。
- (2) 火元責任者等は、次の事項について速やかに点検検査を行い必要な処置を講じ、緊急に要する事案にあつては隊長その他関係者に通報連絡するものとする。
 - (ア) 建物等の倒壊危機による避難の必要性について
 - (イ) 建物・設備・機器などによる避難障害について
 - (ウ) 火気使用設備器具からの出火危機について
 - (エ) 消防用設備・通信連絡設備の損傷について
 - (オ) 敷地内一時避難

第17条(地震後の安全措置)

各火元責任者は、地震後の二次災害防止措置として建物火気使用設備器具、危険物施設および消防用施設等の点検検査および応急処置を行うとともに、異状の有無を防火管理者に報告する。また、防火管理者は、報告に基づき安全確認後、供給、使用の開始を指示するものとする。

第18条(避難)

地震時の避難は、次による。

1. 避難場所

- (1) 一次避難場所 (下京雅小学校 グランド)
- (2) 広域避難場所 (梅小路公園)

2. 避難方法

- (1) 避難は、関係機関の避難命令または自衛消防隊長の命令により開始する。
- (2) 避難には、車両等は、使用せず、全員徒歩とする。
- (3) 避難は、先頭と最後尾に誘導員および情報員を配置する。
- (4) 避難するときは、電気のブレーカー・ガスの元栓を遮断する。

3. 休日・夜間における教職員への連絡招集は、電話連絡網による

第19条(放火防止対策)

放火火災防止のため、敷地内及び廊下、階段、ごみ収集場所等の可燃物をできるだけ除去したり整理整頓したりする。また、火元責任者は、部屋を出る前に火気の確認及び必要に応じて施錠を行う。

第20条(自衛強化)

近隣で放火火災が連続的に発生した場合は、自衛を強化するために、敷地内の巡回回数を増やしたり、施錠の確認を確実にしたりする。

第21条(職員等の遵守事項)

全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 児童の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。
- イ 火気使用器具は、使用前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 火気を扱う部屋は常に整理整頓し、定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 倉庫、特別教室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火戸の降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者又は防火担当責任者に報告する。

< 訓練時の避難要領 >

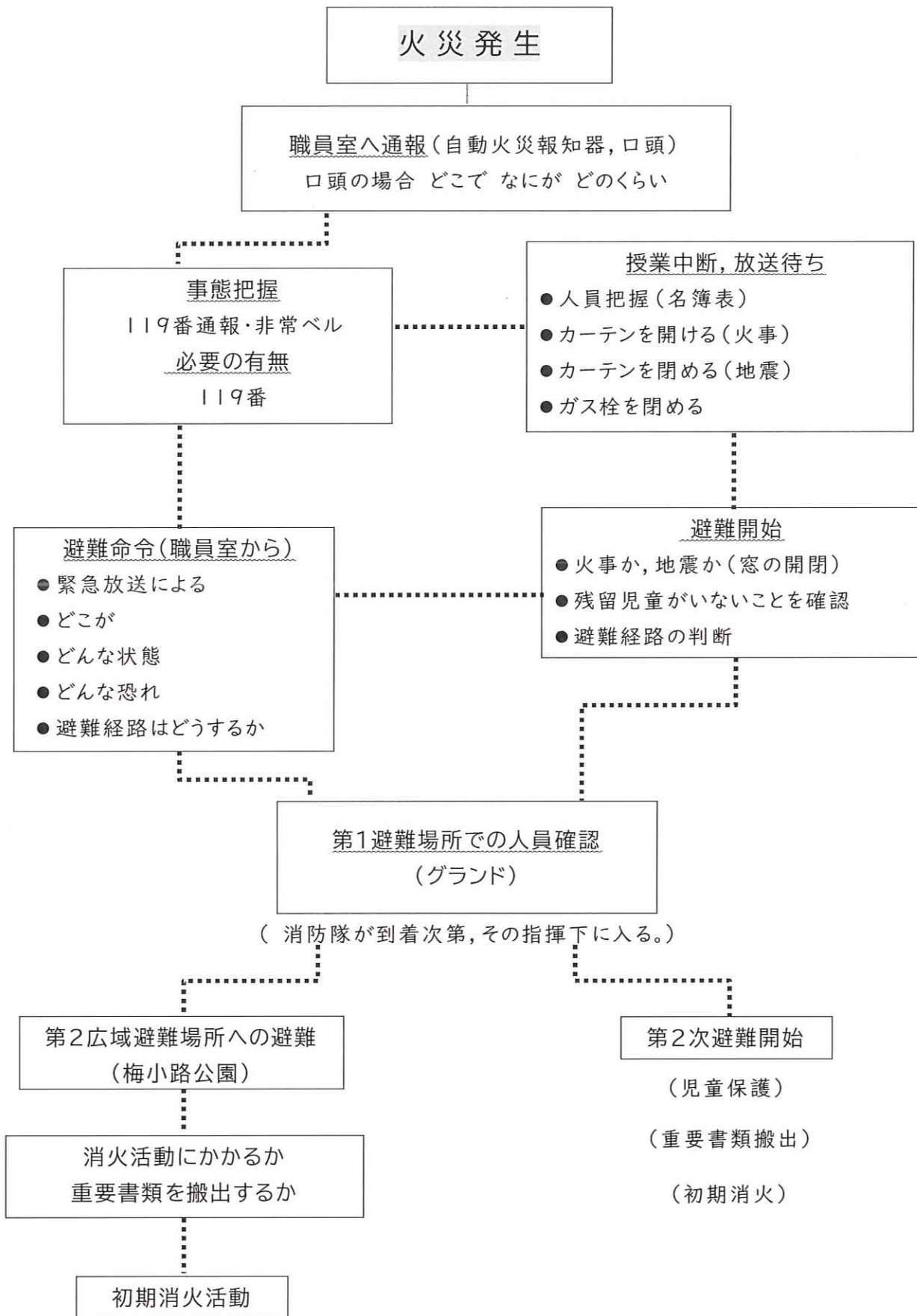
警報（ベル）が発令されたら、ただちに授業を中断し、本部の指示を待つ。

各担任は、完全に児童を掌握し、以後の行動に移る。

避難誘導に際しては、次の点に留意する。

- (1) 担任は、必ず児童の「名簿表」を持つ。
- (2) 火災の場合は、窓を閉め、地震の場合は、窓と入口を開ける。
- (3) ガス栓等の閉栓を確認し、カーテンは開ける。
- (4) 教室内に残留児童がいないことを確認のうえ避難に移る。廊下での整列は、状況に応じた方法をとる。
- (5) 「押さない・走らない・しゃべらない」のきまりを守り、落ち着いた行動がとれるようにする。
- (6) 裸足はさける。
- (7) 第一避難所に集合したら、直ちに人員点呼をして、学校長（教頭）に異常の有無を報告する。
- (8) 避難後、勝手に校舎に引き返す児童のないように特に留意する。
- (9) 状況によっては、指示により広域避難場所（梅小路公園）に移動する。
- (10) 児童の安全避難を確認した後、児童を児童保護係に頼み、本部の指示に従って自衛消防隊の部署につく。

火災発生時の情報の流れ



<建築物等の検査>

教頭・安全主任———月 | 回定期検査

日直当番・管理用務員———毎日

* 校舎に設置されている防火扉等, 防火上の設備の検査にあたる。

<火気使用施設検査>

教頭・管理用務員・理科主任・給食調理員———月 | 回定期検査

日直当番・管理用務員・給食調理員・全教職員———毎日

* 炊事器具, 暖房器具, 実験器具等の火気使用箇所の管理及び検査の任にあたる。

<消防用設備等検査>

教頭・安全主任・全教職員———月 | 回定期検査

日直当番・管理用務員———毎日

* 機能及び使用に際して, 障害物を取り除く等の管理を行い, 消防用設備等の保守契約業者と連携をとり, ガスの元栓や電気スイッチ関係, 暖房器具の後始末, 整理整頓, 消防用設備等の確認などを行う。

<避難設備点検整備>

教頭・安全主任———月 | 回定期検査

日直当番・管理用務員———毎日

* 避難階段, 避難通路, 非常口その他避難施設器具の点検整備にあたる。

(自主検査内容)

| 種別 | 検査内容 | 検査回数 | |
|-----------|-------------|---------------|-----|
| 予防 | 建築物 | 構造・配置・保全・表示 | 年2回 |
| | 電気設備 | 配線・器具の状況・スイッチ | 毎月 |
| | ガス設備 | 機能・配置・保全 | 年2回 |
| | 危険物関係 | 保全管理 | 毎月 |
| | 整頓状況 | 実施状況 | 毎月 |
| 消防 | 消火器 | 使用者による保全整備 | 年2回 |
| | 通報装置 | 機能・掲示 | 年2回 |
| 火気取扱 他 | ガス使用 | 使用者による保全整備 | 毎回 |
| | ストーブ・アイロン使用 | 使用者による保全整備 | 毎回 |

点検検査区分と検査員の構成

<防火管理者> 教頭

<火元責任者一覧>

| 場 所 | 責 任 者 | 場 所 | 責 任 者 |
|-------------------|----------|----------------|----------|
| 【南校舎】 | | 【北校舎】 | |
| 校長室 | 教 頭 | PTA室・通級教室 | 教務主任 |
| 職員室・更衣室 | 教 頭 | 作業室 | 管理用務員 |
| 保健室 | 養護教諭 | 地域交流室・会議室 | 教務主任 |
| 各学年教室 | 各 担 任 | 相談室 | 養護教諭 |
| 多目的室① | 1年 学年主任 | 和室 | 教 頭 |
| 多目的室③ | 3年 学年主任 | 給食室 | 給食調理員 |
| 多目的室④ | 6年 学年主任 | ランチルーム | 栄養教諭 |
| 多目的室⑤ | 教務主任 | アリーナ | 体育主任 |
| 生活科室 | 生活科主任 | 家庭科室 家庭科準備室 | 家庭科主任 |
| 放課後まなび教室 多目的室② | 教 頭 | 総合メディアルーム(図書館) | 図書館教育主任 |
| 1F・2F・3Fトイレ | 教務主任 | 総合メディアルーム(PC室) | 教育メディア主任 |
| 倉庫 | 教頭・管理用務員 | 理科室・理科準備室 | 理科主任 |
| 【校地内】 | | 図工室・図工準備室 | 図画工作主任 |
| グラウンド | 体育主任 | 音楽室・楽器保管庫 | 音楽科主任 |
| 遊具 | 体育主任 | プール・更衣室 | 体育主任 |
| 体育倉庫 | 体育主任 | 1Fトイレ・2Fトイレ | 教務主任 |
| グラウンド内トイレ | 教務主任 | 3Fトイレ・4Fトイレ | 教務主任 |
| リサイクルスペース | 管理用務員 | 倉庫 | 教頭・管理用務員 |
| ゆりかご WEC せいせん保育園 | 園 長 | | |

自衛消防隊組織表

自衛消防隊 隊長 校長

自衛消防隊 副隊長 教頭 学校安全主任

主な活動

| 係名 | 担当者 | 火災時 | 地震時 |
|------|-----------------------|--|---------------------------------|
| 通報連絡 | 教頭 教務主任 | ・消防署及び関係機関への連絡通報 ・校内への連絡, 避難状況の把握 ・消防車到着時の誘導 | 左記の他 ・出火防止の指示 ・情報収集及び状況把握 |
| 避難誘導 | 各担任 | ・児童の避難誘導 ・消防車到着時の児童の誘導 | 左記に同じ ・児童の安全措置 ・火気の始末 |
| 消火 | 管理用務員 | ・初期消火 | 左記に同じ |
| 防護安全 | 各担任 | ・電気による災害防止 ・消火活動を容易にするための活動 ・電気スイッチの切断 ・門扉開放 ・防火戸の閉鎖 | 左記に同じ |
| 救助 | 安全主任 教務主任 | ・避難終了後の検索 ・残留者の救出 | 左記に同じ |
| 救護 | 養護教諭 栄養教諭 給食調理員 | ・負傷者の応急処置 | 左記に同じ |
| 搬出警戒 | 教務主任 事務職員 | ・非常の持ち出し品の搬出 ・盗難防止, 警戒 | 左記に同じ |

一次避難場所 下京雅小学校グラウンド

持ち出し品搬出場所 下京雅小学校グラウンド

(下京区広域避難場所 梅小路公園)

※なお, すべての教職員は, 火災発見時における, 119 番通報, 初期消火の実施についての義務を有するものとする。